

(令和3年3月25日 庁議)

部 等 名	福祉保健部
-------	-------

件名	「山梨県動物愛護管理推進計画」の見直しについて（協議）
経緯	<p>○ 「動物の愛護及び管理に関する法律」第6条に基づき、国が示した「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に即した計画として、平成26年3月に改正した「山梨県動物愛護管理推進計画」を、基本指針改正等に合わせ見直しを行う。</p> <p><b>【計画期間】</b> 令和3年4月1日～令和13年3月31日の10年間 (令和8年度目途に見直しを行う)</p>
内容	<p>○ 策定経過 令和元年 9月 第1回山梨県動物愛護管理推進検討会 令和2年 3月 第2回山梨県動物愛護管理推進検討会（書面） 令和2年 4月 基本指針改正公布 令和3年 1月 計画見直し素案作成 ※作業部会等は適宜実施</p> <p>○ 県民意見提出制度実施要綱に基づき、（素案）について意見を募集した。 <b>【募集期間】</b> 令和3年2月24日（水）～令和3年3月9日（火）（14日間） ※パブリックコメントの結果</p> <p>1 意見の件数 7件（1人） 2 意見の内容及び県の考え方、対応 別紙のとおり</p> <p>○ 結果を踏まえ、「山梨県動物愛護管理推進計画」を別添のとおり見直し、県民に公表する。</p>

## 県民意見提出制度の実施結果

令和3年3月18日  
衛生薬務課

### 1 意見募集案件

「山梨県動物愛護管理推進計画」（素案）

### 2 意見募集期間

令和3年2月24日から令和3年3月9日まで

### 3 意見の提出者数及び意見件数

区分	人数	意見件数
郵送	0	0
FAX	0	0
電子メール	1	7
その他	0	0
計	1人	7件

### 4 意見の反映状況

修正加筆等意見反映	記述済み	実施段階検討	反映困難	その他	計
0件	3件	0件	1件	3件	7件

※「その他」の欄は、施策の体系外の意見や単に賛成又は反対のみの意見等

### 5 提出された意見の内容とそれに対する県の考え方（対応方針）

別紙のとおり

### 6 策定結果

「山梨県動物愛護管理推進計画」

提出された意見の内容とそれに対する県の考え方(対応方針)

No	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
1	第6 施策の方向と取組	高齢を理由に、飼養継続が困難な場合にどう対応していくか、具体的な内容を示すべき	1	【記述済み】 動物の飼養にあたっては、県では、高齢や病気などにより飼養が困難になった場合に備え、引取り先等を考えていくように指導、啓発を行い、その上で、高齢者等と関わりのある福祉部局等との連携体制の整備に向けて検討していくこととしています。
2	第6 施策の方向と取組み 7 災害対策	「山梨県地域防災計画」に避難所の開設時の内容が含まれているのか。全ての避難所には併設していないと聞か、飼主への指導も必要だが行政への対応も義務付けすべき。	1	【その他】 「山梨県地域防災計画」において、動物収容施設の設置や避難場所における飼養動物の適正管理について規定しており、各市町村の防災計画においても同様に規定しています。 併設の可否については、避難所はその形態も場所も様々であるため、地域の実情に応じて備えることとしています。
3	第4 連携・協働による施策推進のための役割	動物取扱業に該当しない保護団体は、貴重な活動である一方で、取り組み内容や実態が不明である。位置づけにおける役割の明記が必要ではないか。また、実態の調査を行い、活動等への指導や理解の普及、援助等、ガイドラインを定める必要がある。	2	【記述済み】 保護団体は各団体ごとに理念や規模などが様々であるため、役割を一律することは難しいと考えますが、最低限の共通事項として、動物愛護思想、適正飼養の啓発等活動に御協力いただくこととしています。 【その他】 動物の飼養のある保護団体も一定規模以上であれば、第2種動物取扱業に該当し、届出を受け、保健所等において実態を把握しております。また、第2種動物取扱業は、今般の法改正により、飼養基準の適用を受けることとなっています。
4	第5 山梨県の動物愛護管理の現況	猫の実態の調査は、外部団体の情報では、憶測だけの情報で、指標とはそぐわないのではないかと。自治体として実施すべき。	1	【反映困難】 猫の実態調査について、犬とは異なり登録制度がないため、正確な数値を出すことは不可能と考えます。そのため、一定規模以上の指標を参考にして推定する方法として、日本ペットフード協会の調査を活用し、猫の推定値としています。
5	第6 施策の方向と取組 1 動物の愛護及び管理に普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成	動物愛護に関わる活動への関心は、TV等のメディアにより高まり、その効果は高い。TV等のメディアでの啓蒙活動へ予算を回すべき。毎年愛護デーでの啓蒙活動を行っているが参加されるのは絵画表彰の後の参加者か一部の犬猫を飼っている関心が高い方、無料の健康診断などを受ける飼主程度ではないか。時間とお金をもっと有効的に使うべき。	2	【記述済み】 TVに限らず、各種マスメディアを活用した普及啓発は有用と考えますので、限られた予算を有効に活用し、特に、ICTを活用した情報普及方法を検討していくこととしています。 【その他】 動物愛護デー等動物愛護週間における普及啓発事業は、毎年多くの参加者に来場いただいていると同時に来場者から更に多くの方々に伝わっていくものと考えています。今後も実施方法等を工夫し開催して参ります。

# 「山梨県動物愛護管理推進計画」の概要

## 計画の趣旨

本計画は「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に即して、人と動物が調和し、共生する社会の実現に向けた施策を推進するための計画として策定する。

## 計画の位置づけ

「動物の愛護及び管理に関する法律」第6条に基づく「山梨県動物愛護管理推進計画」は、国が示した「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に即した計画であるとともに、「山梨県総合計画」の「戦略5 快適「やまなし」構築戦略」の一つに位置付けられている。

## 計画の基本方針

- ①県民による動物の愛護及び管理に関する取組みの推進
- ②中長期的な視点からの総合的・体系的な動物の愛護及び管理に関する取組みの実施
- ③関係者との連携・協働により施策を実行するための体制の整備

## 計画の期間

令和3年度から令和12年度（10年間）（令和8年度を目途に見直し）

## 目標の設定

- ①犬及び猫の収容数を460頭（匹）以下に削減（旧目標：620頭（匹））
- ②犬及び猫の致死処分（譲渡不適、収容後死亡除く）を限りなくなくす（新設）
- ③犬及び猫に関する苦情件数を580件以下に削減（旧目標：1,300件）

## 本県の現状

### ①犬及び猫の飼養状況（令和元年度）

- ・犬の登録頭数：43,879頭（人口10万人当たり5,410頭）
- ・狂犬病予防注射実施率：73.2%（全国71.3%）
- ・猫の飼養数（内猫）：推計60,000匹（全国推計978万匹）

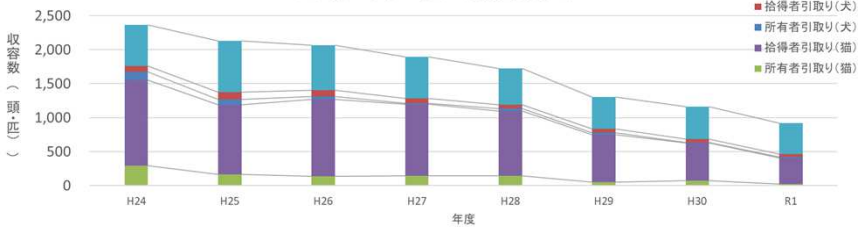
### ②犬及び猫の収容数と致死処分の状況

（収容数：飼い主引取り、飼い主不明引取り、犬の捕獲の合計）

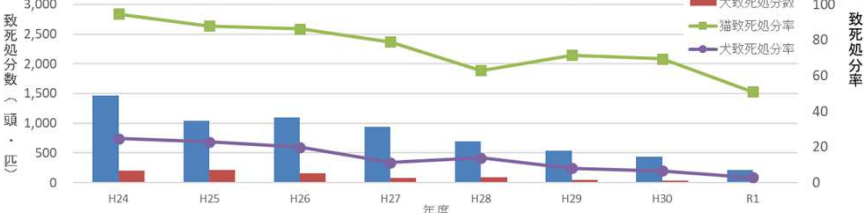
収容数全体としては減少傾向にあるが、係留されていない犬の捕獲と飼い主不明の猫の引取りが多くを占め、未だに年間約923頭（匹）の収容がある。

犬及び猫の致死処分数及び致死処分率は年々減少しており、犬は15頭で2.9%、猫は209頭で5.1%となっている。

犬及び猫の収容の状況（負傷動物除く）



犬及び猫の致死処分数、致死処分率



### ③犬及び猫に関する苦情の状況

令和元年度の犬に関する苦情件数は591件、猫に関する苦情件数は576件となっており、平成24年度と比較すると、犬は932件減少し、猫は511件の減少となっている。

		合計	捕獲依頼	引取依頼	放し飼い	糞尿被害	咬傷事故	その他
R元年度	犬	591	123	105	96	72	63	132
	猫	576	63	120	-	120	-	273
H24年度	犬	1,523	453	240	227	231	57	315
	猫	1,087	306	406	-	201	-	174

## 取組み内容

### ①動物の愛護及び管理の普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成

- 動物の愛護及び管理の普及啓発の充実  
終生飼養や適切な繁殖制限措置、所有明示等について、様々な手段による広報活動の実施
- 動物の適正飼養の普及啓発  
適正飼養講習会の実施と、様々な主体と連携した普及啓発の推進
- 動物愛護教育の推進  
各年齢層に合わせた普及啓発や情操涵養のための教室の実施
- 動物由来感染症対策

### ②適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の推進

- 犬及び猫の収容数の減少  
犬の逸走防止の徹底、飼い主のいない猫への理解の促進と対策への支援
- 犬及び猫の致死処分率の減少  
所有明示の徹底による返還の促進、団体との連携や子猫の育成等による譲渡の推進
- 負傷動物の収容及び処置
- 収容動物の適正な飼養管理の維持と譲渡の促進
- 福祉部局等他職種との連携  
高齢者や生活保護者等への適正飼養推進のための他職種との連携
- 動物の遺棄・虐待の防止  
遺棄、虐待の防止に関する啓発と、警察との連携強化

### ③周辺の生活環境の保全と動物による危害の防止

- 動物による危害防止  
飼い主への逸走防止・事故防止の指導、特定動物の飼養者への適正管理の徹底指導
- 動物による迷惑防止  
多頭飼養者への適正飼養指導、飼い主のいない猫対策の推進

### ④所有明示（個体識別）措置の推進

- 所有明示の実施率の向上  
マイクロチップ装着努力義務化（犬猫等販売業者義務化）及び変更手続の義務化の周知
- 個体識別技術の普及  
県や市町村担当者のマイクロチップ読み取り技術の向上と読み取りの徹底

### ⑤動物取扱業の適正化

- 第一種動物取扱業者への監視指導の強化  
法改正等に伴う規制強化への遵守徹底
- 第一種動物取扱業者の資質の向上
- 第二種動物取扱業者への指導  
第二種動物取扱業者の把握と届出の徹底と適正な取扱の指導

### ⑥実験動物・産業動物の適正な取扱いの促進

- 実験動物関係者への普及啓発
- 産業動物関係者への普及啓発  
アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理の普及啓発

### ⑦災害対策

- 災害時におけるペットの対策に関する普及啓発  
飼い主への同行避難などの普及啓発、災害時におけるペットの扱いに対する体制整備
- 被災動物の救護体制の整備  
関係機関等との連携強化と災害時におけるペットの対応方針の作成
- 特定動物飼養者や動物取扱業者への指導

### ⑧人材育成

- 県及び中核市の担当職員の育成  
専門的な知識と技術を習得するための各種研修会への派遣、技術研鑽講習会の開催
- 市町村の担当職員への支援  
動物愛護管理や狂犬病予防に関する知識と技術向上のための研修会開催
- 動物愛護推進員の活動への支援

### ⑨調査研究の推進

- 調査研究の体制整備及び調査研究の推進  
最新の科学的な知見等の情報収集や現状把握とそれらに基づいた実施方法の検討

人と動物が調和し共生する社会の実現